

京都大学におけるライセンス等の対価として取得する株式等取扱規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「株式等」とは、株式及び新株予約権をいう。</p> <p>(4) } (略)</p> <p>(5) } (略)</p> <p>ア }</p> <p>イ 本学の客員教授、外国人研究者等であつて、かつ、本学との間で発明又は研究成果有体物の取扱いについて、発明規程又は研究成果有体物取扱規程の適用を受けることを合意している者</p> <p>ウ 本学の学部又は大学院の学生（研究室に配属されている者に限る。）であつて、かつ、本学との間で発明又は研究成果有体物の取扱いについて、発明規程又は研究成果有体物取扱規程の適用を受けることを合意している者（当該学生が民間企業又は外部機関の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該学生が発明規程又は研究成果有体物取扱規程の適用を受けることについて、当該民間企業又は外部機関の同意があるものに限る。）</p> <p>エ (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 本部長は、前項の規程により株式等の取得を妥当と判断し、株式等を取得した場合は、その旨を総長に報告するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)・(2) }</p> <p>(3) 「株式等」とは、株式、新株予約権及び新株予約権付社債をいう。</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) }</p> <p>ア }</p> <p>イ 本学の客員教授、外国人研究者等であつて、かつ、本学との間で発明又は研究成果有体物の取扱いについて、発明規程又は研究成果有体物取扱規程の適用を受けることを合意しているもの</p> <p>ウ 本学の学部又は大学院の学生（研究室に配属されている者に限る。）であつて、かつ、本学との間で発明又は研究成果有体物の取扱いについて、発明規程又は研究成果有体物取扱規程の適用を受けることを合意しているもの（当該学生が民間企業又は外部機関の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該学生が発明規程又は研究成果有体物取扱規程の適用を受けることについて、当該民間企業又は外部機関の同意があるものに限る。）</p> <p>エ (同 左)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 本部長は、前項の規定により株式等の取得を妥当と判断し、株式等を取得した場合は、その旨を総長に報告するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>